

### 奈良県告示第四百十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号。以下「整備法」という。）附則第三十三条の規定によりなお従前の例によることとされる整備法第五十九条の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十三年十二月十四日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成二十三年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業名	地区名
宇陀市長 竹内 幹郎	水と農地活用促進事業（用排水路 ）	向湊地区
宇陀市長 竹内 幹郎	水と農地活用促進事業（頭首工）	岩鼻地区